

市からのお知らせ

Hot news of daily life



令和8年度青森市総合防災訓練を実施します

住民参加型の災害時に役立つ体験訓練、防災関係機関による物品や車などの展示、ライフライン事業者による応急復旧訓練、指定避難所である同施設への宿泊体験訓練(日帰りも可能)、陸上自衛隊による炊き出しなどを実施します。ぜひ皆さんでお越しください。

◆防災関係の体験・展示

- 日時 7/25(土)13:00~17:00 ※どなたでも体験できます。
- 場所 カクヒログループスーパーアリーナ

◆宿泊体験訓練

- 日時 ①宿泊コース 7/25(土)16:00~7/26(日)9:00
②日帰りコース 7/25(土)16:00~21:00
- 場所 カクヒログループスーパーアリーナ
- 申込み・問合せ 宿泊体験(日帰りも)は事前申込みが必要です。親子連れ、ペット連れで宿泊可能です。7/15(水)までに二次元コード(注意事項をご確認ください)から申込み、またはカクヒログループスーパーアリーナ(☎017-762-7105)へ

- 主催 青森市、青森ひと創りサポート株式会社(カクヒログループスーパーアリーナ施設管理者)、陸上自衛隊第9師団第5普通科連隊、(一社)男女共同参画地域みらいねっと



申込みフォーム



市HP

☎危機管理課(☎017-734-5059)

災害時の指定緊急避難場所を指定しました

- 辰巳館 別館(浅虫字山下281) ・割烹旅館さつき 駐車場(浅虫字蛸谷71-7)
- 軽費老人ホーム和幸園 駐車場(浅虫字内野48-1)
- 県営住宅ベイサイド柳川A棟・B棟・C棟
- 市営住宅ベイサイド柳川 ・青森市役所 柳川庁舎
- 青森フォレストホテルアネックス(本町二丁目5-18)
- 旧後潟小学校校舎(六枚橋字磯打95)

※対応する災害種別は市HPをご確認ください。

☎危機管理課(☎017-734-5059)



未来のみなとまちフォーラム

【第1部】講師:西秀記(市長)による講演

テーマ:みなとまち・あおもりの歴史を学び、未来を考える

【第2部】講師:「そらたび」さんによる講演

テーマ: SNSで切り開く、みなとまち・あおもりの未来

時 7/18(土)14:00~16:40(13:00開場)

所 ねぶたの家ワ・ラッセ イベントホール

対 小・中学生、保護者など 人 180人(申込順)

申 7/16(木)までに、二次元コードから申込み、または氏名・年齢・住所・電話番号を、みなとまち・あおもり誕生400年実行委員会事務局(☎017-734-5415)へ



青森開港400年記念碑クラウドファンディング

青森港の歴史や文化を未来へつなげる記念碑を、市民の皆さんと一体となって造り上げるため、クラウドファンディングを実施しますので、ご協力をお願いします。

時 7/1(水)~8/14(金)

申 クラウドファンディング掲載ページをご覧の上、ご賛同いただけるかたは運営サイトの規定に基づきご支援をお願いします。

問 みなとまち・あおもり誕生400年実行委員会事務局

(☎017-734-5415)



詳しくはこちら

7月28日は「青森市平和の日」

☎総務課(☎017-734-5042)

✳️ 平和祈念式典

時 7/28(火)10:00~ 所 アウガ5階 AV多機能ホール

備 平服でお越しください。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

✳️ 中学生を岩手県釜石市へ派遣

平和の尊さと地震などの災害に対する防災対策の大切さへの理解を深めてもらうため、先の大戦により戦争被害を受け、東日本大震災により甚大な被害を受けた東北の都市(岩手県釜石市)へ本市の中学生10人を派遣します。

✳️ 平和の折り鶴を募集

平和への願いを込めた折り鶴を募集します。
いただいた折り鶴は、平和祈念式典で献上します。



◆募集期間 7/1(水)~17(金)

◆規格 15cm×15cm(市販の折り紙の大きさ)の紙を使用し、折り鶴は羽を閉じたままの状態でお持ちください。

※千羽鶴の状態になったものも募集

◆折り鶴ボックス設置場所 本庁舎1階ロビー、柳川庁舎正面玄関、駅前庁舎総合案内隣、浪岡庁舎正面玄関、市民図書館、中央市民センター

✳️ 青森空襲資料常設展示室のご紹介

中央市民センター内にある「青森空襲資料常設展示室」では、戦争遺品、当時の生活用品などを常時展示しています。戦争関連資料の寄贈を希望されるかたはご連絡ください。

☎中央市民センター(☎017-734-0163)

✳️ 市主催の関連イベント

◆市民図書館 ☎市民図書館(☎017-776-2455)

• 図書の展示「①戦争と平和のはなし」「②平和について考えよう」

時 7/1(水)~8/17(月) 所 ①7階児童ライブラリー ②6階入口

• 平和に関する資料展示「新聞と証言集から読み解く青森空襲」

時 7/2(木)~8/24(月) 所 7階エントランス、8階専門ライブラリー

☑「青森市平和の日条例」の公布・施行から10年という節目の年を踏まえ、当時の新聞記事とその後の証言集をもとに青森空襲を再構成する。

◆三内霊園内「平和の鐘」打鐘式 ☎生活安心課(☎017-734-5277)

時 7/28(火)13:00~13:15

☑戦争の犠牲になられた多くの御霊を慰め、人類永遠の平和と次代を担う青少年の健全育成と交通事故の根絶を心から祈念し、「平和の鐘」を打鐘する。

✳️ その他の関連イベント

イベント名	日時・場所	問合せ
殉国英霊之塔慰霊祭	7/2(木)11:00~ 幸畑墓苑内「殉国英霊之塔」前	青森市遺族会 (☎017-741-4848)
青函連絡船戦災犠牲者追悼・平和祈念の集い	7/14(火)13:00~14:00 青森港「青函連絡船戦災の碑」前	青森空襲を記録する会 (☎017-777-6200)
青森空襲展	7/25(土)~28(火) 9:00~17:00 中央市民センター	青森空襲を記録する会 (☎017-777-6200)
平和を祈り、平和公園の鐘をならすつどい	7/26(日)9:00~12:00 ※雨天中止 平和公園	青森市原水爆禁止の会 (☎017-739-8865)
青森空襲の体験を語る集い	7/26(日)10:00~12:00 中央市民センター	青森空襲を記録する会 (☎017-777-6200)
青森空襲戦災犠牲者追悼・平和祈念の集い	7/28(火)13:00~14:00 本庁舎「空襲・戦災都市青森の碑」前	青森空襲を記録する会 (☎017-777-6200)
原爆写真・高校生の描いた原爆の絵展	8/9(日)11:00~15:00 合浦公園(水原兄弟像前)	原水爆禁止青森県協議会・ 青森市原水爆禁止の会、 新日本婦人の会 (☎017-739-8865)
浪岡戦没者慰霊祭	8/16(日)10:00~11:00 浪岡八幡宮(悠忠神社)	浪岡遺族会事務局 (青森市社会福祉協議会 浪岡支部内 ☎0172-62-9011)

✳️ 青森空襲犠牲者名簿に関する新たな情報をお寄せください

青森空襲を記録する会では、「青森空襲犠牲者名簿」の作成に取り組んでいます。昭和20年7月14・15日、8月10日の青函連絡船・港湾施設などへの爆撃並びに同年7月28日から29日にかけての青森空襲により犠牲となられたかたについて、新たな情報をお持ちのかたは、青森空襲を記録する会までご連絡ください。

☎青森空襲を記録する会(☎017-777-6200)

夏の交通安全県民運動

7/21(火)~31(金)

これからの時期は、外出の機会の増加や夏の暑さによる気の緩みが原因の交通事故が多くなります。いつもの道ほど気を付けましょう!

◆運動の重点

- ①歩行者の安全確保と安全運転意識の向上
 - ②自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの理解・遵守の徹底
 - ③飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止
- 万が一の事故に備えて、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。また車道通行の原則や夜間のライト点灯・ながらスマホ・酒気帯び運転の禁止のルールを守り、安全に自転車を利用しましょう。

☎生活安心課(☎017-734-5258)

青森市立青嶺のぞみ中学校の校章デザイン案を募集します!

令和9年4月に開校する県内初の公立夜間中学「青森市立青嶺のぞみ中学校」の校章のデザイン案を募集します。目指す学校像である「学ぶ喜びや人とつながる喜びを分かち合い未来を拓く学校」のシンボルにふさわしく、長く親しまれるような校章デザインについて、皆さんのご応募をお待ちしています。

- ◆**応募資格** 市内に在住、または市内の学校・事業所などに在学・在勤のかた
- ◆**応募期間** 7/1(水)~31(金) ※当日消印有効
- ◆**応募方法** Eメール、郵送、直接持参(開庁日を除く) ※応募は一人1点とします。 ※自作によるもので、未発表かつほかに類似しないデザインとします。
- ◆**応募用紙の設置場所** 市役所各庁舎、各市民センター、各支所、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館、教育研修センター、市民図書館
- ◆**備考** 募集要項などの詳細は教育委員会HPをご覧ください。校章にご応募いただいたデザイン案の中から教育委員会が決定します。
- ◆**応募・問合せ先** 〒030-0801 新町一丁目3-7 教育委員会事務局総務課(駅前庁舎3階)、☎017-734-5609、✉seirei-nozomi@aomoricity.ed.jp ☎1010865



「青森市男女共同参画推進表彰」の候補者を募集

市内で男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる個人・団体・事業者を表彰する「令和8年度青森市男女共同参画推進表彰」の候補者を募集します。

- 【部門及び表彰例】 ※自薦・他薦は問いません。
- ◆**個人及び団体の部**
 - ・男女共同参画の推進に向けた普及活動や固定的性別役割分担意識の解消
 - ・女(男)性の進出が少ない分野での女(男)性の活躍
- ◆**事業者の部**
 - ・セクシュアル・ハラスメント防止・女性の登用拡大、活動領域拡大
 - ・産前産後、育児・介護休暇制度の活用・時間外勤務の縮減
- ☎7/1(水)~31(金)に、応募・推薦用紙と取組内容が分かる資料などを人権男女共同参画課へ ※応募・推薦用紙や募集要項は市役所各庁舎などに設置、市HP掲載
- ☎人権男女共同参画課(☎017-734-2296) ☎1005990



「青森市環境保全活動団体表彰」の候補者を募集

自薦・他薦は問いません。応募方法など詳しくは、市HPまたは環境政策課に備付けの募集要項をご覧ください。

- ◆**対象となる活動**
 - ・地域清掃や河川・海岸清掃活動
 - ・植林、緑のカーテン利用、再生可能エネルギーの率先導入
 - ・集団回収やリユース・リサイクルなどの推進
 - ・その他地球温暖化対策の促進、環境保全の取組の促進に資する活動
- ◆**募集期間** 7/1(水)~31(金) 必着
- ☎市内において環境保全活動をおおむね3年以上継続的に行う団体(事業所、町(内)会、学校など)
- ☎環境政策課(☎017-718-0286) ☎1002032

青森市環境保全
シンボルキャラクター
地球の王子様「エコル」



市営住宅の入居者を募集

- ◆**申込期間** 7/15(水)~29(水)
- ◆**抽選予定日** 8/22(土)(申込者には、抽選会のご案内をはがきで通知)
- ◆**入居予定日** 9月中旬以降

団地名	住所	募集戸数	住戸タイプ	階数 エレベーターの有無	参考月額使用料
青森地区					
① 市営住宅 小柳第二団地	小柳五丁目	1	3LDK(6畳、6畳、4.5畳、LDK)	1階 無	14,500~28,600円
② 市営住宅 千草団地	桜川八丁目	1	3DK(7.5畳、6畳、4.5畳、DK)	4階 無	12,000~23,600円
浪岡地区					
③ 市営住宅 赤川団地	浪岡字平野	2	3K(6畳、4.5畳、3畳、K)	4階 無	7,200~9,100円

◆申込資格

- ▶現に住宅に困窮していることが明らかでないこと(原則として居住可能な持家があるかたは申込みできません ※③を除く)
- ▶同居する親族があるかた ※①は入居する世帯員が4人以上 ※③は一人で生活できる60歳以上のかた、生活保護受給者や障害者、DV被害者などは、単身世帯での申込みも可能。
- ▶月額所得が15万8千円以下(高齢者世帯・障害者世帯・子育て(18歳に達する日以後の3月31日までの間にある子がいる)世帯・若者夫婦(いずれか39歳以下の夫婦のみの)世帯は21万4千円以下) ※③は11万4千円以下もしくは13万9千円以下
- ▶市税を滞納していないかた ※分割納付は可の場合あり
- ▶暴力団員でないかた など ※詳しくは、申込先へお問合せください。

◆申込み・問合せ(申込期間中に下記申込先へ申込書を提出)

- 青森地区：市営住宅指定管理者協同組合タツケン(駅前庁舎3階 ☎017-734-2381)
- 浪岡地区：市営住宅指定管理者(有)皆成建設(浪岡庁舎3階 ☎0172-62-1167)

放置危険空き家対策事業(補助金)

市民の安全で安心な生活環境を保全するために、利活用が困難な保安上危険な空き家を所有者などが除却する際、費用の一部を支援します。

- ◆**補助金の額**
 - ・除却に関する費用の1/2(限度額:30万円) ※予算の範囲内で先着順
- ◆**対象物件**
 - ・木造または鉄骨造である一戸建て住宅または併用住宅で、おおむね年間を通し居住がなされていないもの
 - ・外観目視による市の調査で不良度判定が基準点以上であること
 - ・特定空家等*で命令措置を受けていないこと
 - ・ほかの制度による補助金などの交付を受けていないこと

※特定空家等とは「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条に規定される「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれとなる状態」の空き家で、市が「特定空家等」に認定した場合、指導や勧告、命令など所有者に改善を求めることができます。
- ◆**申請の流れ**
 - ①事前協議(先着順)→②現地調査(市職員による)→③事前協議結果を通知→④交付申請
- ◆**注意事項**
 - 補助金の交付決定を受ける前に除却(解体)工事に着手した場合、補助金の交付はできません。
- ☎対象物件の所有者または相続人(詳しくは、お問合せください) ※昨年度の事前協議により交付対象外となった物件についても、事前協議の申出が可能です。
- ☎7/1(水)~11/30(月)に交付申請書と必要書類を住宅政策課へ ※募集内容、必要書類などは市HP掲載をご覧ください。
- ☎住宅政策課(☎017-734-5576) ☎1009350

西部市民センター屋内プール 休館のお知らせ

西部市民センター屋内プールは5月3日に天井の一部が落下したため、安全が確認できるまで休館しています。利用者の皆さんにはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

☎中央市民センター(☎017-734-0163)

国民健康保険・後期高齢者医療制度などに関するお知らせ

令和8年度の国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料のお知らせ

国においては、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える連帯の仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」を創設しました。当該制度の創設を受け、各保険者は、令和8年4月1日から医療保険税(料)と併せて「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとなり、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の新たな区分として、「子ども・子育て支援納付金」(以下「子ども分」という。)の税率及び料率が設定されることになりました。

国民健康保険税

◆税率は次のとおり改定しましたが、全体の税率に変更はありません。

税率	区分	令和8年度
基礎分	所得割率 (%)	9.41 (↓0.30)
	均等割額 (円)	18,640 (↓1,400)
	平等割額 (円)	23,820 (↓900)
後期高齢者支援金分	所得割率 (%)	2.46
	均等割額 (円)	6,360
	平等割額 (円)	7,680
介護分	所得割率 (%)	2.74
	均等割額 (円)	9,260
	平等割額 (円)	4,540
子ども分(新設)	所得割率 (%)	0.30
	均等割額 (円)	1,330
	18歳以上被保険者均等割額 (円)	70
合計	所得割率 (%)	14.91
	均等割額 (円)	35,660
	平等割額 (円)	36,940

※子ども・子育て支援納付金は18歳未満の被保険者に係る均等割額を18歳以上の被保険者が負担する形となるため、「18歳以上被保険者均等割額」の区分が追加されます。

◆課税限度額が、基礎分については67万円に引き上げられ、子ども分については3万円となります。

区分	令和8年度
基礎分	67万円(↑1万円)
後期高齢者支援金分	26万円
介護分	17万円
子ども分(新設)	3万円

◆低所得者に対する被保険者均等割額と世帯別平等割額の軽減判定基準が改定され、5割軽減及び2割軽減の対象世帯が拡充されます。

令和8年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等*の数-1)以下	7割
43万円+(31万円(↑5千円)×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等*の数-1)以下	5割
43万円+(57万円(↑1万円)×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等*の数-1)以下	2割

※給与所得者等(一定の給与所得と一定の公的年金等の支給を受けるかた)一定の給与所得者…給与等収入金額が65万円を超えるかた一定の公的年金等の支給を受けるかた…(65歳未満)公的年金等収入金額が60万円を超えるかた/(65歳以上)公的年金等収入金額が125万円を超えるかた
詳細は、令和8年度国民健康保険税納税通知書と同封の、「国保税のあらし」をご覧ください。

◆入国したかたへの前納制度が導入されます。

賦課年度の1月1日時点において日本国内に住居登録をしていない外国人及び帰国した日本人のかたが国民健康保険に加入された際の保険税は、一括の前納となります。

障害基礎年金の請求をお考えのかたへ

病気やケガなどで生活や仕事などが制限される場合、国民年金に加入しているかた、60歳以上65歳未満のかたや労働者災害補償保険法の障害補償を受けているかたも、受給要件を満たすことで障害基礎年金を受給できる場合があります。お気軽にご相談ください。

時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)8:30～18:00(受付は16:00まで)

問 国保医療年金課(☎017-734-5352)

浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1153)

青森年金事務所国民年金課(☎017-734-7495/音声案内1番を押して、再度2番)

後期高齢者医療保険料

◆令和8年度の保険料率について

【医療分】

令和8年度	
均等割額	50,500円(↑3,700円)
所得割率	9.00%(↓0.90%)
賦課限度額	85万円(↑5万円)

【子ども分】新設

令和8年度	
均等割額	1,300円
所得割率	0.20%
賦課限度額	2.1万円

◆保険料の計算式

$$\text{均等割額(51,800円)} + \text{所得割額}^{\ast 1} + \text{年間保険料(100円未満は切り捨て) 賦課限度額87.1万円}$$

(被保険者全員が納める額) (所得に応じて納める額)

※1 前年の所得-基礎控除額(43万円)×所得割率

◆所得が低いかたの軽減について(均等割額の軽減措置)

【医療分】

令和8年度	軽減割合
世帯の所得額の合計 43万円+10万円×(給与所得者等*2の数-1)以下	7.2割(+0.2割)
43万円+(31万円(↑5千円)×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等*2の数-1)以下	5割
43万円+(57万円(↑1万円)×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等*2の数-1)以下	2割

【子ども分】新設

令和8年度	軽減割合
世帯の所得額の合計 43万円+10万円×(給与所得者等*2の数-1)以下	7割
43万円+(31万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等*2の数-1)以下	5割
43万円+(57万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等*2の数-1)以下	2割

※2 給与所得者等(一定の給与所得者と一定の公的年金等の支給を受けるかた)一定の給与所得者…給与等収入金額が65万円を超えるかた一定の公的年金等の支給を受けるかた…(65歳未満)公的年金等収入金額が60万円を超えるかた/(65歳以上)公的年金等収入金額が125万円を超えるかた

問【国民健康保険税】 国保医療年金課(☎017-734-5340)

浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1153)

【後期高齢者医療保険料】 国保医療年金課(☎017-734-5340)

浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1153)

青森県後期高齢者医療広域連合

(☎017-721-3821/音声案内「1番」を選択)

令和8年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書等を送付します

7/13(月)に、納税(入)通知書等を送付します。年度内に納付方法が変更となるかたには、納税(入)通知書と特別徴収開始通知書等が送付されます。

◆納付が困難なときはご相談を

失業、倒産、災害など特別な事情によって納付が困難なときはご相談ください。申請によって減免を受けられる場合があります。

◆福島第一原子力発電所事故により青森市に転入されたかたへ

申請によって減免を受けられる場合があります。※令和7年度に減免を受けたかたで、引き続き減免の要件に該当する場合であっても、改めて申請が必要です。

※詳しい要件や必要書類は、市HPをご覧ください。かお問合せください。
※原則、納期限の過ぎた期別の税額は減免対象から除かれるため、お早めに申請してください。なお、災害・疾病などのやむを得ない理由があると認められる場合には、納期限の過ぎた期別の税額も減免対象となる場合がありますので、ご相談ください。

◆臨時相談窓口を開設します。

時 7/15(水)～31(金)8:30～18:00 ※土・日、祝日を除く

所 駅前庁舎6階会議室

問 国保医療年金課(☎017-734-5340)

浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1153)



国保医療年金課からのお知らせ

8/1(土)から使用する「資格確認書・資格情報のお知らせ」を郵送します。

◆国民健康保険に加入されているかた

【マイナ保険証を保有しているかた】

新たにマイナ保険証を保有したかたと、70歳以上のかたに更新した国民健康保険「資格情報のお知らせ(A4)」を7月下旬に郵送します。(70歳以上のかたは、住民税の課税所得や前年の年金収入などにより医療費の負担割合が変わる可能性があるため。)

70歳未満のかたは、現在お持ちの「資格情報のお知らせ(A4)」を、引き続きご使用ください。

※資格情報のお知らせを紛失・破損・汚損した際は、窓口での再交付申請をお願いします。

【マイナ保険証を保有していないかた】

国民健康保険「資格確認書(水色)(カード型)」を7月下旬に郵送します。有効期間は1年間で、R9.7/31(土)までです。

◆後期高齢者医療制度に加入しているかた

下表のかたへ新たな後期高齢者医療「資格確認書(ピンク色)(はがき型)」または「資格情報のお知らせ(A4)」を7月下旬に郵送します。

※有効期間は1年間で、R9.7/31(土)までです。

受診区分	84歳以下	85歳以上
次のいずれにも該当するかた ①令和7年5月から令和8年4月までの間、6回以上マイナ保険証で受診 ②令和8年2月から4月までの間、1回以上マイナ保険証で受診	資格情報のお知らせ(引き続き、マイナ保険証で受診してください。必要に応じて申請により資格確認書の交付も可能です。)	資格確認書
上記以外	資格確認書	資格確認書

【医療機関などを受診する際に持参するもの】

医療機関などを受診する際は、「マイナ保険証と資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を窓口で提示してください。

資格情報のお知らせは、ご自身の資格情報を確認いただくためのものですが、医療機関の窓口にあるカードリーダーの不具合や停電などによりマイナンバーカードを読み取りできない場合は、マイナンバーカードに併せて、「資格情報のお知らせ」または「スマートフォンの資格情報画面」を提示することで資格確認が可能です。

☎国保医療年金課(☎017-734-5493)

浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1153)

国民健康保険・後期高齢者医療制度の「限度額適用認定証」など

マイナ保険証をご利用のかたは、「限度額適用認定証」などの申請は不要です。マイナ保険証を医療機関や薬局の窓口で提示するだけで自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

マイナ保険証をお持ちでないかたは、下記により申請してください。

◆国民健康保険に加入しているかた

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7/31(金)です。マイナ保険証をお持ちでないかたで、8月以降の認定証が必要なかたは、郵送または国保医療年金課・浪岡振興部健康福祉課の窓口で申請してください。

【申請手続の方法】

●郵送

申請書に必要事項を記入の上、国保医療年金課または浪岡振興部健康福祉課へ郵送してください。申請書は、市HPに掲載しています。

●窓口

資格確認書、世帯主と対象者のマイナンバーが分かるものと本人確認書類を持参の上、国保医療年金課または浪岡振興部健康福祉課へお越しください。

◆後期高齢者医療制度に加入しているかた

限度額適用認定証が必要なかたには、資格確認書に限度額区分を記載して交付します。

●現在、限度額区分を記載した資格確認書をお持ちのかた

7月下旬に限度額区分を記載した資格確認書が送付されますので、手続は不要です。

●新たに申請を希望されるかた

資格確認書、マイナンバーが分かるものと本人確認書類を持参の上、国保医療年金課または浪岡振興部健康福祉課へお越しください。

☎国保医療年金課(☎017-734-5343)

浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1153) ID1003051

介護保険などに関するお知らせ

◆令和8年度介護保険料納入通知書などを送付します

7/8(水)に、介護保険第1号被保険者(65歳以上)の令和8年度介護保険料納入通知書などを送付します。内容をご確認ください。

◆介護保険料の納付を忘れずに

介護保険制度は、高齢化が進むなか、介護の負担を社会全体で支え合うための制度です。特別な事情がなく介護保険料を滞納すると、将来介護が必要となったときに、保険の給付が制限され、介護サービス利用時の負担が大きくなります。

納入通知書で納めるかたは、納め忘れのない便利な口座振替をご利用ください。

◆介護保険料の減免制度

経済的理由、災害などで納付が困難なかたは、申請によって介護保険料の減免を受けられる場合があります。

減免の対象となるのは、納期限を迎える前の保険料です。減免の要件など、詳しくは市HPをご覧ください。

◆臨時相談窓口を開設します

時 7/10(金)～24(金)8:30～18:00(土・日、祝日を除く)

所 駅前庁舎6階会議室

☎介護保険課(☎017-734-5365)

浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1134)

社会福祉法人が提供する介護保険サービスの利用者負担額が軽減されます

【社会福祉法人による利用者負担額軽減制度】

申請が必要です。対象となるサービスや事業所などは、お問合せください。

◆対象者(次の全ての要件を満たすかた)

- ・同じ住所に居住するかた全員が市民税非課税
- ・令和7年中の収入額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ・預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- ・日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない
- ・市民税課税者に扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

◆軽減割合

- ・生活保護受給者(居住費・滞在費のみ)…全額
- ・老齢福祉年金受給者…2分の1
- ・それ以外のかた…4分の1

◆申請に必要なもの

- ・健康保険証
- ・同じ住所に居住するかた全員の預貯金通帳(令和7年1月から直近までの記載があるもの。7月末までに申請する場合は、令和6年1月から記載のあるもの)
- ・前年中の収入額が分かるもの(年金振込通知書、給与明細、事業の収支表、仕送り額の分かるものなど)

☎介護保険課(☎017-734-5362)

介護保険施設入所時の食費などが軽減されます

【特定入所者介護(介護予防)サービス費負担限度額認定】

介護保険施設に入所(ショートステイを含む)する場合、申請により食費・居住費が軽減されます。

◆対象者

- ・生活保護受給者
- ・本人と世帯全員が市民税非課税のかた※一定額を超える預貯金など(単身500～1,000万円超、夫婦世帯1,500～2,000万円超)がある場合や世帯分離をしている配偶者が市民税課税の場合は対象外

◆申請に必要なもの

- ・所有する全ての預貯金通帳(申請日の直近2か月前までの記載があるもの)
 - ・有価証券(証券会社や銀行の口座残高が分かるもの)
 - ・借用書(借入金や住宅ローンなどの負債がある場合)
- ※配偶者のいるかたは、本人と配偶者が所有する全ての通帳などが必要です。

☎介護保険課(☎017-734-5362)



青森市景観審議会委員を募集

青森市景観条例に基づき、良好な景観の形成に関する事項について調査審議を行う青森市景観審議会委員を募集します。

◆**応募資格** 本市に住所を有する18歳以上(令和8年4月1日現在)のかた/月~金曜日に開催する会議に出席できるかた/本市の他の附属機関の委員、国・地方公共団体の常勤職員、議員、政党の役員・職員、その他政治団体の関係者でないかた

◆**任期** 委嘱の日から2年間 ◆**会議の開催** 年2回程度

◆**選考** 書類審査(面接を行う場合あり)

結果は、8月下旬までに応募者全員に郵送で通知

◆**募集委員数** 1人 ◆**報酬** 会議1日当たり8,700円

申 7/31(金)必着で、履歴書と「青森市の景観に対する私の思い(任意様式/400字程度)」を〒030-8555 中央一丁目22-5 都市政策課 (〒toshi-seisaku@city.aomori.aomori.jp)へ

問 都市政策課(☎017-752-7977)

木造住宅の耐震診断・耐震改修

平成12年5月31日以前に建築された木造住宅(その他要件あり)の所有者などが住宅の耐震診断を希望する場合、耐震診断員を派遣します。また、耐震診断などの結果、補強が必要と診断された場合、耐震改修または建替えに要する費用の一部を補助します。

◆**補助金額**

- ・**診断** 自己負担額14,000円(延べ床面積200㎡を超える場合は増額負担あり)
- ・**改修** 耐震改修工事費用または建替工事費用(設計料などを含む)の23%以内かつ1,172,000円以内の額

対 診断:3戸(申込順) 改修:1戸程度(申込順)

申 7/1(水)~11/30(月)8:30~17:00(土・日、祝日を除く)に、仮申込書などの必要書類(市HP掲載、各支所・市民センターで配布)を建築指導課へ

問 建築指導課(☎017-752-8274) ID 耐震診断1002176、耐震改修1002177

ブロック塀等耐震改修支援事業

要件を満たすブロック塀などで、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものの耐震改修工事、建替え工事または除却工事を実施する場合に、その費用の一部を補助します。

◆**補助金額** 補助対象工事に要する経費の2/3以内かつ12万円以内の額

対 5件程度 備 予算上限に達した時点で受付終了

申 7/1(水)~9/30(水)8:30~17:00(土・日、祝日を除く)に、仮申込み書などの必要書類(市HPに掲載、各支所・市民センターで配布)を、建築指導課へ

問 建築指導課(☎017-752-8274) ID 1002179

吹付けアスベスト等含有調査

無料で調査員を派遣して、吹付けアスベスト含有の有無を調査します。

備 調査対象建築物には規模や用途などの要件があります。

申 7/1(水)~11/30(月)8:30~17:00(土・日、祝日を除く)に申込書などの必要書類(市HP掲載、支所・市民センターで配布)を、建築指導課へ ※予算上限に達し次第受付終了

問 建築指導課(☎017-752-8274) ID 1002192



市HP

町会に宝くじの助成金

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源にコミュニティ助成事業を実施しています。次の町会では、この宝くじの助成金を活用してコミュニティ活動に必要な備品を整備しました。

◆**小橋町会(令和8年6月)** クリーンボックス2台

◆**原別町会(令和8年6月)** クリーンボックス2台、掲示板3台

問 市民協働推進課(☎017-734-5231)



サマージャンボ宝くじ6/30(火)発売!!

サマージャンボプレミアム12億円
(1等8億円・前後賞各2億円合わせて)

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5,000万円
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

6月30日(火)3種類同時発売! 発売期間 6/30(火)~7/31(金) 抽せん日 8/12(金)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

プレミアム:1枚 500円
ジャンボ・ミニ:1枚 300円

公益財団法人青森県市町村振興協会

農業用水路、ため池での水難事故にご注意を

大雨時や農業用水の使用時期は水量が増加し大変危険です。次のことに注意しましょう。

- ・水路、ため池に近づかない
- ・子どもを一人で行かせない
- ・遊んでいたら注意する
- ・所有または管理しているかたは日頃から安全点検を行う

問 農地林務課(☎0172-62-1196)

納期限のお知らせ

今月分として納めていただく市税などの納期限は、次のとおりです。

※口座振替の場合、納期限が引き落とし日

◆**7/31(金)納期限**

- ①固定資産税 第2期分
- ②国民健康保険税(普通徴収分) 第1期分
- ③後期高齢者医療保険料(普通徴収分) 第1期分
- ④介護保険料(普通徴収分) 第1期分
- ⑤児童保育負担金(保育料) 7月分
- ⑥市営住宅使用料 7月分
- ⑦市営住宅駐車場使用料 7月分
- ⑧下水道事業受益者負担金・分担金 7月納期分
- ⑨放課後児童会負担金 7月分

◆**8/10(月)納期限**

- ⑩市・県民税(給与特別徴収分) 7月分
- 問 ①~⑤、⑨⑩納税支援課(☎017-734-5209)
- ⑥⑦住宅政策課(☎017-734-5572)
- ⑧企業局水道部営業課(☎017-734-4281)

お困りごと相談窓口 無料

7月の市民相談

予約不要

所 問 市民なんでも相談室(駅前庁舎1階)(☎017-734-5249)

[一般相談]

●市民なんでも相談室

時 月~金曜日(祝日を除く)

8:15~18:30 ※来庁または電話で受付

[特別・専門相談] ※各相談10人程度

●人権相談

時 6(月)・21(火) 10:00~15:00

●行政相談

時 2(木)・9(木)・16(木)・23(木)・30(木) 10:00~15:00

●司法書士相談

時 6(月)・14(火) 10:00~14:00

●不動産相談

時 2(木)・9(木)・16(木)・23(木) 10:00~15:00

●土地家屋調査士相談

時 6(月) 10:00~14:00

●行政書士相談

時 10(金)・17(金)・24(金) 10:00~12:30

要予約

●法律相談

時 ①13(月)・②27(月) 13:00~15:00

人 各5人(申込順)

申 事前に、

生活安心課(☎017-734-5250)へ

①は1(水)から、②は14(火)から

受付(8:30~)

※相談は、1回まで(1人20分間)

ひとり親家庭などの

無料法律相談 要予約

離婚・養育費などの相談に弁護士がお応えします。

時 8/6(木) 13:00~15:00

所 子育て支援課 人 4人(申込順)

備 相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。

申 問 8/3(月)までに、ひとり親家庭等就業・自立支援センター(☎017-734-5817)へ

浪岡地区

人権相談・行政相談

時 7/2(木)・16(木) 9:00~15:00

所 浪岡総合保健福祉センター

問 浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1113)

男女共同参画に係る

無料専門相談 要予約

A 離婚をはじめとする法律に関する問題に、弁護士がアドバイスします。

時 7/14(火) 人 3人(申込順)

備 相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。

B こころの悩みに、

公認心理師が応じます。

時 7/16(木) 人 2人(申込順)

備 相談時間は50分。申込時に相談内容をお知らせください。

時 13:00~15:00 所 アピオあおもり

申 問 回は7/9(木)、回は7/14(火)までに、県男女共同参画センター相談室(☎017-732-1022/水曜日を除く9:00~16:00)へ



市税などの平日夜間及び休日納付相談

平日夜間納付相談

[青森地区]

時 7/16(木)・21(火)~23(木)・27(月)~30(木) 20:00まで

所 問 納税支援課(☎017-734-5209)

[浪岡地区]

時 7/28(火)~31(金) 20:00まで

所 問 浪岡振興部納税支援課(☎0172-62-1141)

休日納付相談

[青森地区のみ]

時 7/11(土)・12(日) 9:30~17:00

所 問 納税支援課(☎017-734-5209)